

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人愛光会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年11月1日（水）及び同月2日（木）
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合、在任監事の過半数の同意を得たことを明らかにすること。
- ・ 理事会の開催に当たっては、各理事及び各監事が出席可能な日程調整を行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事について、理事会を2回以上続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程やオンライン参加の方法の調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">（審査基準第3の1（3））</p>	<p>コロナ感染対策の為、自由な外出が制限されており、欠席となっていた。2023年度は出席している。</p>
2	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>なお、本件は前々回も文書指摘しており、その際、貴法人からは「今後は同意書を徴取するか理事会の議事録に記載するかの方法により同意の事実を残すようにする。」旨回答されているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）</p>	<p>監事の選任に関して、理事会の議事録に同意の事実を記載するように十分に気をつける。または同意書の徴取を行うように徹底する。</p>
3	<p>監事について、理事会を2回以上続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程やオンライン参加の方法の調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事</p>	<p>コロナ感染症予防の為公共交通機関の利用に不安があり欠席となっていた。現在は日程の調整及びオンライン参加の方法を検討中である。監事の改選について</p>

	<p>の改選について検討すること。 (法第45条の18第3項により準用される一般 法人法第101条) (審査基準第3の1 (3))</p>	<p>ても検討を行う予定である。</p>
4	<p>パレアナ拠点区分事業活動計算書において、 サービス区分間繰入金収益及びサービス区分 間繰入金費用として1,703,000円が計上されて いた。また、のぞみ拠点区分において、事業活 動内訳表においてサービス区分間繰入金収益 及びサービス区分間繰入金費用として 1,362,814円が計上されていた。 については、拠点区分サービス区分間取引によ り生じた内部取引高は、拠点区分資金収支明細 書及び拠点区分事業活動明細書において相殺 消去すること。 (運用上の取扱い4)</p>	<p>今後、内部取引については、相殺 消去して計算書の作成を行う。</p>
5	<p>計算書類の附属明細書について、以下のよう な状況が見受けられた。</p> <p>① 借入金明細書に1年以内設備資金借入金 償還予定額として8,892,000円が計上さ れているが、法人単位貸借対照表の1年 以内返済予定設備資金借入金は計上され ていなかった。</p> <p>② 就労支援事業別事業活動明細書及び就労 支援事業製造原価明細書について、内訳 がサービス区分ごとに記載され、作業別 の区分で記載されていなかった。</p> <p>③ 国庫補助金等特別積立金明細書の「区分 並びに積立及び取崩しの事由」の当期積 立額欄に、積立の事由が記載されていな かった。また、当期取崩額の欄について、 「サービス活動費用の控除項目として計 上する取崩額」「特別費用の控除項目とし て計上する取崩額」の区分が計上されて いなかった。</p> <p>④ 就労支援事業において、製造・作業に係る 固定資産の減価償却額は就労支援事業製 造原価明細書に記載すべきところ、製造・ 作業に係る固定資産(パン切スライサー) があるにもかかわらず、就労支援事業製 造原価明細書に減価償却費として記載さ れていなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、様式 に従って作成し、計算書類との整合性を図ること。 なお、就労支援事業明細書(別紙3(18))が 作成されているが、これは、サービス区分ごと に定める就労支援事業について、各就労支援事 業の年間売上高が5,000万円以下であって、多</p>	<p>① 確認して訂正する。</p> <p>② 次年度は作業別の区分で記 載を行う。</p> <p>③ 積立の事由、当期取崩額の区 分がわかるように計上する。</p> <p>④ 指摘のあった固定資産は減 価償却が終了している。今 後、製造・作業に係る固定資 産が生じた場合は、就労支援 事業製造原価明細書に記載 するよう気をつける。</p>

	<p>種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合に、「就労支援事業製造原価明細書（別紙3（⑩）」及び「就労支援事業販管費明細書（別紙3（⑰）」の作成に替えて作成するものであり、「就労支援事業製造原価明細書（別紙3（⑩）」及び「就労支援事業販管費明細書を作成する場合作成を要しない旨申し添える。</p> <p>（運用上の取扱い26）</p>	
6	<p>のぞみ拠点において、国庫補助金等特別積立金積立額として2,085,610円（過年度修正分が1,265,000円、措置費で購入した固定資産が820,610円）が計上されているが、このうち当該固定資産購入費は、国庫補助金等特別積立金積立額には該当しない。</p> <p>については、誤って計上した820,610円については、令和5年度決算において国庫補助金等特別積立金取崩額に計上するなどして修正すること。また、修正した場合その旨を注記に記載すること。</p> <p>なお、国庫補助金等特別積立金には、施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等を計上すること。</p> <p>（会計省令第6条第2項、運用上の取扱い10）</p>	<p>令和5年度決算において、国庫補助金等特別積立金の修正を行う。</p>